

むつ市議会第200回定例会会議録 第6号

議事日程 第6号

平成21年6月26日(金曜日)午前10時開議

諸般の報告

【委員長報告、質疑、討論、採決】

- 第1 議案第42号 むつ市育英基金条例の一部を改正する条例
- 第2 議案第43号 むつ市税条例の一部を改正する条例
- 第3 議案第44号 むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第4 議案第45号 むつ市健康管理センター条例を廃止する条例
- 第5 議案第48号 平成21年度むつ市介護保険特別会計補正予算
- 第6 報告第17号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(平成21年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算)
- 第7 報告第18号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(平成21年度むつ市老人保健特別会計補正予算)
- 第8 報告第19号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(平成21年度むつ市用地造成事業会計補正予算)

【議員提出議案上程、提案理由説明、質疑、討論、採決】

- 第9 議員提出議案第5号 むつ市議会委員会条例の一部を改正する条例
- 第10 議員提出議案第6号 むつ市議会委員会条例の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 第11 議員提出議案第7号 基地対策予算の増額等を求める意見書
- 第12 議員提出議案第8号 リンゴの価格安定対策を求める意見書

【議員派遣】

- 第13 議員派遣について

本日の会議に付した事件

諸般の報告

【委員長報告、質疑、討論、採決】

- 第1 議案第42号 むつ市育英基金条例の一部を改正する条例
- 第2 議案第43号 むつ市税条例の一部を改正する条例
- 第3 議案第44号 むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第4 議案第45号 むつ市健康管理センター条例を廃止する条例
- 第5 議案第48号 平成21年度むつ市介護保険特別会計補正予算
- 第6 報告第17号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(平成21年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算)

第7 報告第18号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(平成21年度むつ市老人保健特別会計補正予算)

第8 報告第19号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(平成21年度むつ市用地造成事業会計補正予算)

【議員提出議案上程、提案理由説明、質疑、討論、採決】

第9 議員提出議案第5号 むつ市議会委員会条例の一部を改正する条例

第10 議員提出議案第6号 むつ市議会委員会条例の特例に関する条例の一部を改正する条例

第11 議員提出議案第7号 基地対策予算の増額等を求める意見書

第12 議員提出議案第8号 リンゴの価格安定対策を求める意見書

【議員派遣】

第13 議員派遣について

【動議趣旨説明、質疑、討論、採決】

第14 新谷泰造議員に対する議員辞職勧告決議の動議

出席議員（27人）

1番	鎌田	ちよ子	2番	澤藤	一雄
3番	新谷	泰造	4番	目時	睦男
5番	工藤	孝夫	6番	横垣	成年
7番	野呂	泰喜	8番	川端	一義
9番	白井	二郎	10番	岡崎	健吾
11番	千賀	武由	12番	山本	留義
13番	馬場	重利	14番	佐々木	隆徳
15番	富岡	修	16番	菊池	広志
17番	半田	義秋	18番	高田	正俊
19番	山崎	隆一	20番	川端	澄男
21番	中村	正志	22番	村川	壽司
23番	浅利	竹二郎	24番	新谷	功夫
25番	斉藤	孝昭	26番	富岡	幸夫
27番	村中	徹也			

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	宮下	順一郎	副市長	野戸谷	秀樹
教育長	牧野	正藏	公営企業 管理者	遠藤	雪夫
監査委員	小川	照久	総務部長	新谷	加水
会計 管理 総務 出納 室長	工藤	正明	企画部長	阿部	昇
企画 部長	近原	芳栄	民生部長	齋藤	秀人
保健 福祉 部長	鴨澤	信幸	経済部長	櫛引	恒久
建設 部長	太田	信輝	選挙 管理 委員会 事務 局長	大芦	清重
監査 委員 局長	齋藤	純	教育部長	佐藤	節雄
公企 業局 局長	佐藤	純一	川内 庁舎 長	河野	健二
大畑 庁舎 長	柳谷	正尚	脇野 舎所 長	片山	元

總務部
副理課
總務課
主任主查

松尾秀一
澁田剛

總務部
總務課
幹事

吉田真

事務局職員出席者

事務局長
總括主幹
主事

工藤昌志
柳田諭
井戸向秀明

次長
主査

澤谷松夫
石田隆司

議題といたします。

委員会付託した議案についての各委員会における審査の経過並びに結果について、各委員長から報告を求めます。

まず、議案第43号について、総務常任委員長の報告を求めます。総務常任委員長。

(8 番 川端一義議員登壇)

○8番(川端一義) 総務常任委員会に付託されました議案1件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、6月17日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。付託されました議案につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

議案第43号 むつ市税条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、地方税法等の一部改正に伴い所要の改正をするもので、主な改正点は、平成21年から平成25年までに取得した住宅に係る住宅ローンについて、所得税から控除し切れなかった控除額を個人住民税から控除する制度が創設されたこと、平成21年及び平成22年に取得した土地等で所有期間が5年を超えるものを譲渡した場合1,000万円を特別控除する制度が新たに設けられたことなどであるとの説明がありました。

これに対し委員から、住宅ローン控除についての質疑があり、理事者側から、平成18年度までは住民税から控除され、その後市民税からの控除はなくなったが、金融経済の不況対策に基づいて緊急対策として平成21年度から平成25年度まで特別措置されたものであるとの答弁がありました。

また、別の委員から、土地などの譲渡の1,000万

円の控除についての質疑があり、理事者側から、この控除は平成21年と平成22年の取得で、しかも所有期間が5年なので、住民税については平成28年度以降に所得の控除となるとの答弁がありました。

以上で、総務常任委員会の審査報告を終わります。

○議長(村中徹也) これで総務常任委員長の報告を終わります。

次は、報告第19号について、建設常任委員長の報告を求めます。建設常任委員長。

(17 番 半田義秋議員登壇)

○17番(半田義秋) 建設常任委員会委員長報告を申し上げます。

建設常任委員会に付託されました報告1件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、6月17日、公営企業管理者並びに公営企業局長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。付託されました報告につきましては、全会一致で承認すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

報告第19号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてであります。本報告について理事者側から、平成20年度むつ市用地造成事業会計予算の歳入に14億2,187万2,000円の不足が生じたことから、これを補てんするための措置として、平成21年度予算の歳入を繰上充用するため専決処分したとの説明がありました。

これに対し委員から、用地造成事業会計が現在の状況になった要因について質疑があり、理事者側から、用地造成事業会計は昭和30年代に企業誘致のための用地確保を目的としてつくられ、以降

宅地分譲や都市計画街路用地等の先行取得を行ってきたが、昭和50年半ばごろから宅地造成事業に赤字が生じるようになり、営業経費を賄うことができない状況になったことから、平成9年3月定例会で、同年4月1日から公営企業法の適用をしないという議決を受け、国、県の指導のもと清算会計という形で平成20年度から平成29年度までの10年間の経営健全化計画を策定し、一般会計からの繰り入れを得ながら清算に向かっているとの答弁がありました。

また、同委員ほか複数の委員から、経営健全化計画が平成29年度までの10年計画ということであるが、一般会計も平成23年度までの赤字解消計画を立てている中で、間違いなく期限までに清算できるのかとの質疑があり、理事者側から、平成29年度までの経営健全化計画の中にも先行取得した土地買い取りも含め一般会計から繰り入れをするという計画で、お互いの協議が調っているとの答弁がありました。

そのほか、特に質疑等はありませんでした。

以上で、建設常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（村中徹也） これで建設常任委員長の報告を終わります。

次は、議案第42号、議案第44号、議案第45号、議案第48号、報告第17号及び報告第18号について、教育民生常任委員長の報告を求めます。教育民生常任委員長。

（1番 鎌田ちよ子議員登壇）

○1番（鎌田ちよ子） 教育民生常任委員長報告を申し上げます。

教育民生常任委員会に付託されました議案4件、報告2件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、6月17日に教育長並びに関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。付託されました議案及び報告につきましては、全会一致で原案のとおり可決、承認すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

初めに、議案第42号 むつ市育英基金条例の一部を改正する条例について、理事者側から、当市の人材育成にという趣意をもって、あすなる育英資金、原子博明育英資金としてご寄附をいただいたので、これを基金に組み入れ適正な管理運営を図るためのものであるとの説明がありました。

次に、議案第44号 むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、理事者側から、地方税法等の一部改正に伴い、上場株式等の配当所得に係る国民健康保険税の課税の特例等の特例措置を設けるほか、土地の長期譲渡所得、短期譲渡所得及び先物取引に係る雑所得等について所要の条文整備を行うためのものであるとの説明がありました。

次に、議案第45号 むつ市健康管理センター条例を廃止する条例について、理事者側から、当該センターで行う健康相談や健康診査等の業務が少子高齢化による母子保健業務減少のため、体制の見直しが必要になったこと、また介護保険制度の施行、特定健診及び特定保健指導の実施により、福祉業務や国民健康保険業務との連携が重要となったことから、利用者にとって利便性の高い川内庁舎にその機能を移行し、当該センターを廃止するためのものであるとの説明がありました。

次に、議案第48号 平成21年度むつ市介護保険特別会計補正予算について、理事者側から、介護従事者処遇改善臨時特例交付金が交付されたことによる補正予算であり、これは当該特例交付金の趣旨等を被保険者に周知するための経費であると

の説明がありました。

これら4議案に対して委員からの質疑はありませんでした。

次に、報告第17号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、理事者側から、平成21年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算であり、平成20年度の医療給付費等が確定したことにより、財政調整基金が底をつき基金からの繰り入れができなかったことなどから歳入不足となったことに伴い、平成21年度予算から繰上充用するため、去る5月29日付で専決処分したものであり、これにより平成21年度予算の総額は、歳入歳出ともに76億6,636万6,000円となるとの説明がありました。

この報告に対し委員から、国民健康保険税の収入未済額がふえている要因について、旧むつ市では集合税として納期を10期としていたものを市町村合併後8期に変更したことにより、1期分の負担額が大きくなったことが挙げられ、市民サービスの低下につながっているものと思う。昨年度、国民健康保険税を集合税から分離したので、この機会に納期をふやしてほしいとの意見があり、理事者側から、平成20年度現年課税分の収入未済額は2億3,130万8,000円で、ここ数年ほぼ同額で推移していて急激に増大しているわけではないが、納期については、ほかの市税との整合性等を含めて徴収を担当する税務課と協議していきたいとの答弁がありました。

次に、報告第18号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、理事者側から、平成21年度むつ市老人保健特別会計補正予算であり、平成20年度の医療給付費等が確定したことにより、超過交付されていた県負担金については償還し、支払基金交付金及び国庫負担金については追加交付されることとなるが、全体として歳入不足となったことに伴い、平成21年度予算から繰上

充用するため、去る5月29日付で専決処分したものであり、これにより平成21年度予算の総額は、歳入歳出ともに2,526万4,000円となるとの説明がありました。委員からの質疑はありませんでした。

以上で、教育民生常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（村中徹也） これで教育民生常任委員長の報告を終わります。

以上で、各常任委員長の報告を終わります。

ここで議事整理のため、午前10時40分まで暫時休憩いたします。

午前10時20分 休憩

午前10時39分 再開

○議長（村中徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑、討論、採決を行います。

先ほど一括議題といたしました5議案3報告については、それぞれ区分して質疑、討論、採決を行いますので、ご了承願います。

議案第42号

○議長（村中徹也） まず、議案第42号 むつ市育英基金条例の一部を改正する条例について、教育民生常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありま

せんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第42号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第43号

○議長(村中徹也) 次は、議案第43号 むつ市税条例の一部を改正する条例について、総務常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第43号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第44号

○議長(村中徹也) 次は、議案第44号 むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、教育民生常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。以上で

質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第44号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第45号

○議長(村中徹也) 次は、議案第45号 むつ市健康管理センター条例を廃止する条例について、教育民生常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第45号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第48号

○議長(村中徹也) 次は、議案第48号 平成21年度むつ市介護保険特別会計補正予算について、教育民生常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質

疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第48号は委員長報告のとおり可決されました。

報告第17号

○議長(村中徹也) 次は、報告第17号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、教育民生常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、平成21年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算について報告及び承認を求めるものであります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。委員長報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、報告第17号は委員長報告のとおり承認されま

した。

報告第18号

○議長(村中徹也) 次は、報告第18号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、教育民生常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、平成21年度むつ市老人保健特別会計補正予算について、報告及び承認を求めるものであります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。委員長報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、報告第18号は委員長報告のとおり承認されました。

報告第19号

○議長(村中徹也) 次は、報告第19号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、平成21年度むつ市用地造成事業会計補正予算について、報告及び承認を求めるものであります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。委員長報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、報告第19号は委員長報告のとおり承認されました。

日程第9～日程第12 議員提出議案
上程、提案理由説明、質疑、討論、
採決

議員提出議案第5号

○議長（村中徹也） 次は、日程第9 議員提出議案第5号 むつ市議会委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。11番千賀武由議員。

（11番 千賀武由議員登壇）

○11番（千賀武由） 議員提出議案第5号 むつ市議会委員会条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

本案は、現行の四常任委員会を三常任委員会とし、委員についても、次の一般選挙から議員の定数を26人としたことに合わせ定数配分するものであります。

本条例は、先の3月定例会において、次の一般選挙から議員の定数を26人に改正したことに伴い、現行の総務常任委員会を6人、産業経済常任委員会を6人、建設常任委員会を7人、教育民生常任委員会を7人としたものであります。

地方自治法は、議会における内部組織として委

員会制度を位置づけており、その目的は、行政の分化と専門化の傾向に即し、議会の内部における事件の審査、事務の調査に万全を期し、その能率的処理を図るためとしております。

また、その数、種類は何ら特別の規定をしないで条例にすべてゆだね、所掌についても執行部側の事務組織別の縦割り方式としているものであります。

今回の見直しは、昨年からの議会改革の一環として検討してきたものであり、次に行われる委員の改選後の任期開始日から、総務教育常任委員会を9人、産業建設常任委員会を8人、民生福祉常任委員会を9人の三常任委員会とすることで、さらに中身の濃い、効率的な議論ができるものと考え提案するものであります。

以上が上程されました議員提出議案第5号の提案理由であります。議員皆様方のご理解とご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（村中徹也） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議員提出議案第5号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第5号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第5号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありま

せんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第5号 むつ市議会委員会条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

議員提出議案第6号

○議長(村中徹也) 次は、日程第10 議員提出議案第6号 むつ市議会委員会条例の特例に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。11番千賀武由議員。

(11番 千賀武由議員登壇)

○11番(千賀武由) 議員提出議案第6号 むつ市議会委員会条例の特例に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

本案は、前議案の提案理由で申し上げましたように、現行の四常任委員会を三常任委員会とし、委員についても特例条例で定める30人に合わせ定数配分するものであります。

本条例は、4市町村の合併に伴い、むつ市議会委員会条例の特例について定め、現議員の任期に相当する期間に限り、総務常任委員会を8人、産業経済常任委員会を7人、建設常任委員会を7人、教育民生常任委員会を8人としたものであります。

今回の見直しは、前議案同様、議会改革の一環であり、特例条例に定める30人をもって、次に行われる委員の改選後の任期開始日から総務教育常任委員会を10人、産業建設常任委員会を10人、民生福祉常任委員会を10人の三常任委員会とするため提案するものであります。

以上が上程されました議員提出議案第6号の提

案理由であります。議員皆様方のご理解とご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長(村中徹也) これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。

以上で議員提出議案第6号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第6号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第6号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第6号 むつ市議会委員会条例の特例に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

議員提出議案第7号

○議長(村中徹也) 次は、日程第11 議員提出議案第7号 基地対策予算の増額等を求める意見書を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。8番川端一義議員。

(8番 川端一義議員登壇)

○8番(川端一義) 議員提出議案第7号 基地対策予算の増額等を求める意見書について、意見書案の朗読をもって提案理由にかえさせていただきます。

基地施設周辺の市町村は、基地所在に伴う諸問題の解決に向けて鋭意努力しているところである。

しかし、基地関係市町村は、世界的な経済危機に伴う大幅な税収減や、基地所在に伴う特殊な財政需要の増大等により大変厳しい財政状況にある。

こうした基地関係市町村に対しては、これまで総務省所管の固定資産税の代替的性格を基本とした基地交付金(国有提供施設等所在市町村助成交付金)及び米軍資産や住民税の非課税措置等の税財政上の影響を考慮した調整交付金(施設等所在市町村調整交付金)が交付されている。

また、自衛隊等の行為または防衛施設の設置・運用により生ずる障害の防止・軽減のため国の責任において基地周辺対策事業が実施されている。

基地交付金・調整交付金については、基地所在による特別の財政需要等にかんがみ、固定資産税の評価がえの翌年度において、平成元年度より3年ごとに増額されてきており、あわせて防衛省所管の特定防衛施設周辺整備調整交付金も増額されてきた経緯がある。

よって、国におかれては、基地関係市町村の实情に配慮して下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 基地交付金及び調整交付金については、今年度は固定資産税の評価がえの年度に当たるため、これまで3年ごとに増額されている経緯を十分踏まえ、平成22年度予算において増額するとともに、基地交付金の対象資産を拡大すること。

2. 基地周辺対策経費の所要額を確保するとともに、各事業の補助対象施設及び範囲を拡大すること。特に、特定防衛施設周辺整備調整交付金については、これまでの経緯を踏まえ平成22年度予算において増額すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上が提案理由であります。議員皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長(村中徹也) これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。

以上で議員提出議案第7号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第7号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第7号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第7号 基地対策予算の増額等を求める意見書は原案のとおり可決されました。

なお、本意見書の提出先については、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、防衛大臣、衆議院議

長、参議院議長としたいと思います。ご了承願います。

議員提出議案第8号

○議長（村中徹也） 次は、日程第12 議員提出議案第8号 リンゴの価格安定対策を求める意見書を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。6番横垣成年議員。

（6番 横垣成年議員登壇）

○6番（横垣成年） 議員提出議案第8号 リンゴの価格安定対策を求める意見書について、意見書案の朗読をもって提案理由にかえさせていただきます。

平成20年産のリンゴは相次ぐ降霜、降雹による被害果に加えて、つる割れ果が通常年の4倍も発生し、加工用リンゴは青森県の調べで11万6,000トン、通常年の7万トンを大幅に上回る事態となっています。このため加工用リンゴは買い止めとなり、良品ものも価格が暴落しリンゴ農家の経営は深刻な状況にあります。

青森県は昨年12月、生食用リンゴ8,500トンを市場隔離する緊急需給調整対策を決め、果汁製品の過剰在庫の調整保管のための特別対策事業を国へ要請しましたが、国内での需給調整とともに外からの輸入果汁の規制、国産・県産リンゴ加工製品の原料原産地表示の義務づけなど総合的な対策が求められています。

県産の加工用リンゴは、果汁が輸入自由化された平成2年以前の5年間の平均で12万5,200トンの需要がありましたが、自由化後は年々減少し平成12年からの5年間では平均8万5,200トンと10年間で32%も減少しています。

一方、リンゴ果汁の輸入量は年々増加し平成19年で9万3,000トン、平成20年で7万3,000トンも輸入されています。これらは5倍、6倍の濃縮

果汁で生果換算では平成20年は77万トンにも達します。県内では加工用リンゴの売り先がなく、山川市場になるのではと懸念されているなかで、生果換算で青森県の生産量の1.5倍もの輸入リンゴ果汁が現に輸入され消費されていることは異常な事態です。

加工用の市場が輸入品に占められているため加工用リンゴは、生食用リンゴの需給調整機能を完全に失っています。これが今回のような被害果、つる割れ果が通常年を超えるほど発生した場合、消費不況と相まって価格暴落の引き金となったと考えられます。

よって、下記の事項について実現を図ることを求めます。

記

1. 一定量の青森県産加工用リンゴの数量の確保と価格の安定対策をつくること。
2. リンゴ関連製品の原料原産地表示の義務づけのためにJAS法の改正を国へ働きかけること。
3. 東京都が中国産冷凍餃子事件を契機に、現行JAS法よりも踏み込んだ調理冷凍食品の原料原産地表示を義務づける条例を制定したように、リンゴ関連製品の原料原産地表示を義務づける県条例の制定に向けて尽力すること。
4. 輸入リンゴ果汁の輸入制限を国へ働きかけること。
5. 過去にあった「生食用リンゴ価格安定対策」の復活を国・県へ働きかけること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上が提案理由であります。議員皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（村中徹也） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありま

せん。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。

以上で議員提出議案第8号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第8号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第8号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第8号 リンゴの価格安定対策を求める意見書は原案のとおり可決されました。

なお、本意見書の提出先については、内閣総理大臣、農林水産大臣、衆議院議長、参議院議長としたいと思います。ご了承願います。

日程第13 議員派遣について

○議長(村中徹也) 次は、日程第13 議員派遣についてを議題といたします。

本件は、地方自治法第100条第13項及び会議規則第159条の規定により、国への要望活動を行うため、議員を派遣するものであります。

お諮りいたします。お手元に配布のとおり議員を派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、お手元に配布のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

(「議長、動議」の声あり)

動議の提出について

○議長(村中徹也) 26番富岡幸夫議員。

○26番(富岡幸夫) 新谷泰造議員に対する議員辞職勧告の動議を提出したいと思います。

○議長(村中徹也) ただいま富岡幸夫議員から、新谷泰造議員に対する議員辞職勧告決議の動議が提出されましたが、本動議には会議規則第16条の規定により、提出者のほか2人以上の賛成者が必要であります。

ここで本動議に賛成する議員の確認を行います。

本動議に賛成する議員の起立を求めます。

(起立者17人、起立しない者4人)

○議長(村中徹也) 所定の賛成者がありますので、本動議は成立いたしました。

日程の追加について

○議長(村中徹也) ここで、本動議を日程に追加し、ただちに議題とすることについて採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本動議を日程に追加し、ただちに議題とすることに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者17人、起立しない者5人)

○議長(村中徹也) 起立多数であります。よって、本動議を日程に追加し、ただちに議題とすることは可決されました。

(3番 新谷泰造議員退席)

日程第14 新谷泰造議員に対する議員
辞職勧告決議の動議

○議長（村中徹也） 次は、日程第14 新谷泰造議員に対する議員辞職勧告決議の動議を議題といたします。

本動議について、提出者から趣旨説明を求めます。26番富岡幸夫議員。

（26番 富岡幸夫議員登壇）

○26番（富岡幸夫） 新谷泰造議員に対する議員辞職勧告決議案の趣旨説明を申し上げます。

新谷泰造議員は、むつ市議会第194回定例会及び第195回定例会での自身の発言をむつ市議会が本会議の議決及び議会運営委員会の決定に基づき削除したことが違法として提訴しました。さらに、第198回定例会で、議会運営委員会での精査、本会議で認定された同僚議員の一般質問が自身に対する名誉毀損及び営業妨害と決めつけ提訴しました。

我々むつ市議会は、提訴そのものは国民が有する権利として認めます。がしかし、国民に与えられた権利、社会規範や公序良俗については当然のごとく、ましてや議会の自立権を侵してまでも、その行使を容認しているとは思いません。

今回の事案は、議会内で当然処理される問題であり、その処理処分に不服があるのであれば、議長不信任、懲罰動議、問責決議等々の処分要求の権利を賛同する議員を募り行使すべきであります。

このように与えられた権利を行使せず、すべてを司法にゆだねる行為は、議会の自立権を侵害するおそれのほか、言論の府として自由闊達な議論及び発言を萎縮させ、かつ阻害させるおそれがあります。

今後の議会に禍根を残すおそれのある新谷泰造議員の行動を我々むつ市議会は容認できるもので

はありません。よって、新谷泰造議員に対し、議員辞職を勧告するものであります。

議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（村中徹也） これで提案者の趣旨説明を終わります。

ここでただいまの趣旨説明に対し、質疑及び討論の通告を受けるため、また議事整理のため11時30分まで暫時休憩いたします。

午前11時14分 休憩

午前11時30分 再開

○議長（村中徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより新谷泰造議員に対する議員辞職勧告決議の動議を提出した富岡幸夫議員の趣旨説明に対し、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許可します。6番横垣成年議員。

○6番（横垣成年） 2点ほどお尋ねさせていただきます。

まず、これは議員の身分にかかわる大変重大な議案だというふうに思います。それで、その提案理由の中には提訴、これは各個人の提訴は認めるとしながらも、すべて司法にゆだねるというのは問題だというふうな提案理由の趣旨説明でしたので、逆にこういう勧告をすることによって、司法権というか、提訴する権利を議会が制限してしまうという問題が出てくるのではないかなというふうに思いますので、この点はどのように考えているのでしょうかということです。

2点目ですが、こういう問題がそもそも起こったというのは、結局もとを正せば、やはり議会自身の未熟さに大きな問題があるのではないかなというふうに思うのです。それはいろいろ議会運営委員会の方だとか、議長もいろいろ努力されてい

ることは私も十分認めますし、そこは前提としてお答えしてもらえればいいのですが、やはりこういうことがないように、また我々も自己研さんが必要な部分ではなかったのかと。また、こういう勧告に至るまでまだまだ努力する点はなかったのかという点で提案者にお答え願いたいと思います。

○議長（村中徹也） 26番。

○26番（富岡幸夫） 2点ほどのお尋ねだと思います。個人に与えられた権利そのものは、個人の人権、それらのことで、どんなことでも言動は許されると、こういうふうに思いますが、議会の中で起こった、または議会の中での発言、これらについては、これまで幾度となく議会運営委員会並びに代表者会議で本人にいろいろ提案といいますが、例えば削除の問題でも妥協する案、これらを見出すために努力をしてみましたけれども、なかなか本人の了解を得ることができなかったということでありますので、個人的なことの制限については、提訴そのものは国民が有する権利というふうなことでいろいろあるのかもわかりませんが、我々議会人として、きちんとその経緯を踏まえてやってきて、今後においても懸念があるというようなことで、ぜひとも横垣議員も同席しているところから成り行きはわかっておられるというふうに理解するものでありますので、よろしくお願いたしたいと思います。

また、議会がこういうことで未熟な部分を露呈するというようなこと、同じようなことありますけれども、これまで1年半余りにわたっている検討してきた経緯がございます。我々は、議長を初めとして議会運営委員長並びに各派の代表者、議員各位の声を聞きながら一生懸命積み上げてきたものでありますから、議会の権威としてこれを維持していきたいと、こういうふうなことがありますので、ぜひとも横垣議員にも理解しても

らえるのではないかなと、こういうふうに思います。

○議長（村中徹也） 6番。

○6番（横垣成年） 議会の品位としてということをおっしゃいましたけれども、まさにこれは議会内の問題で、こういうふうな辞職勧告ということではありますが、富岡幸夫議員も未熟さを露呈したというふうな表現をされましたけれども、まさにそういうことなのかなというふうに思います。この辞職勧告決議というのは、やはり一般的には対市民、対住民に対して、その議員が大変重大な市民の期待に反するというか、そういう行為をした場合によく行われているのではないかなと私は思います。そういう意味では、新谷泰造議員は、市民に対して何か相反する行為をしたとかというのは一切ない、そういう状態でこういうふうな辞職勧告決議を、ただ議会内で何か言うことを聞かないとか、そういうことだけでこういう議員辞職勧告というのは大変問題ではないかなというふうに思うのです。

○議長（村中徹也） 横垣議員に申し上げます。

議運の問題を取り上げておりますが、私もそうですが、議運の委員長もあなたに発言を求めています。さも議運の構図が悪いような誤解のとられそうな言い方は非常に心外であります。今後言

葉に気をつけてください。

26番。

○26番（富岡幸夫） 未熟さを露呈するのではないかと問いかけのように思えたので、そういうことはないというようなことでお答えしたつもりでございます。

議運のこととかさまざま今言われましたけれども、今日まで1年半にわたって我々は数多くの議論を重ねてまいりました。そこには事務局職員であったり、または裁判に要し遠路出かけなければならないこととか、いろいろこれまでにない経験をさせられているというようなことであります。これが続かないという保証は何もありませんし、これまで努力してきたということは、議長、議運の委員長を初め皆さんかなり検討しながら伝えてきたというふうに思っております。これ以上混乱を招くということになれば、市民に不利益になるということになりますし、発言が許されないというのであれば、少数意見の留保というきちんとした会議規則の中にそういうことがうたわれておりますし、どのようにでも議会の中では整理できるものであります。そのようなことから、ぜひご理解を願いたいと思います。

○議長（村中徹也） 6番。

○6番（横垣成年） 議長、先ほどの発言、問題のあるところを議長の裁量で削除なりしてもらうことをお願いいたします。先ほどの議運の話とかというところの部分をよろしくお願いいたします。訂正させていただきます。

先ほど富岡幸夫議員から、市民に不利益があるとかということをおっしゃったので、どういう不利益を及ぼすのか、そこのところだけ最後に確認させていただきます。

○議長（村中徹也） 26番。

○26番（富岡幸夫） 裁判をやっているということにつきましては、議会の問題でありながら、個人

で受けなければならないと。最終的に決着をすれば公費が出るということもあり得るわけでありませぬ。すべて税金で賄われるということになれば、それは市民に対する不利益につながっていくというふうなことだろうと私は理解します。

○議長（村中徹也） ただいま横垣成年議員から、自身の質疑中の発言において不適切と思われる発言箇所が存在するので、議長において発言の取り消し、適切な処理をとるの要求がございました。

お諮りいたします。横垣成年議員からの自身の発言の訂正については、後日議会運営委員会のご意見をちょうだいし、議長において適切に処理したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたします。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で富岡幸夫議員の趣旨説明に対する質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております新谷泰造議員に対する議員辞職勧告決議の動議は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、新谷泰造議員に対する議員辞職勧告決議の動議は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許可します。6番横垣成年議員。

（6番 横垣成年議員登壇）

○6番（横垣成年） 新谷泰造議員に対する議員辞

職勧告決議案に対し、反対討論を行います。

本案は、議員の身分にかかわる重大な議案であり、本案を認めることはできません。

提案理由は、司法への提訴は認めるとしながらも、すべてを司法にゆだねるのはよくないとしております。議員が個人の問題として司法にゆだねる権利、これを議会が制限することはできないことは言うまでもありません。しかも、現在個人と個人の問題となっている問題をわざわざ議会の場で辞職勧告決議というふうな形にすべきではありません。

また、新谷泰造議員にも若干の問題があることは私からも指摘させていただきます。自身の発言が問題となり議会で取り上げられた部分に関しては、やはり本人自身も十分その趣旨を受け入れて解決する姿勢というのは当然求められるものではなかったかなというふうなことも指摘しながら、簡単ではありますが、やはりこういう議員個人の身分にかかわる重大な問題でありますから、議員辞職勧告決議案に対しては、私は反対したいと思います。

議員皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（村中徹也） これで討論を終わります。

新谷泰造議員に対する議員辞職勧告決議の動議については、ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本動議を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者17人、起立しない者5人）

○議長（村中徹也） 起立多数であります。よって、新谷泰造議員に対する議員辞職勧告決議の動議は可決されました。

（3番 新谷泰造議員入場しないことを確認）

閉会の宣告

○議長（村中徹也） これで、本定例会に付議された事件はすべて議了いたしました。

以上で、むつ市議会第200回定例会を閉会いたします。

午前11時45分 閉会

